

6 北海道高等学校文化連盟後援に関する細則

北海道高等学校文化連盟規約補則の第21条により後援に関する細則を定める。

1 目 的

北海道高等学校（特別支援学校高等部及び中等教育学校を含む）に於ける生徒の各種文化活動の健全な発達を図るをもって目的とする。

2 後 援 基 準

- (1) その事業が、本会の目的に適すること。
- (2) その事業が、営利を目的としないこと。
- (3) その事業が、全国・全道的なものであること。

3 申請手続き及び決定

- (1) 申請により、会長が決定する。ただし、必要により副会長と協議する。
- (2) 決定後、役員会に報告する。

4 経 費

道高文連は一切の経費を補助しない。

5 そ の 他

この細則は役員会の決定により改正することができる。

昭和49年 5月 9日 制定 平成 3年 4月22日 一部改正